

聖籠町告示第七十四号

聖籠町骨髓移植ドナー支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十五年十月二十四日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町骨髓移植ドナー支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

聖籠町骨髓移植ドナー支援事業補助金交付要綱（平成二十五年聖籠町告示第十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「骨髓・末梢・血幹細胞移植」を「骨髓・末梢血幹細胞移植」に改め、「（以下「ドナー」という。）」を削る。

第二条本文中「すべて」を「全て」に改める。

第三条中「町長は、前条で定める対象者に対し、骨髓・末梢血幹細胞の提供のための次の各号に掲げる通院、入院等に要した日数について、一日につき二万円の補助金を交付する」を「補助金の額は、一回の骨髓・末梢血幹細胞の提供につき十四万円を限度とし、次の各号に掲げる通院、入院等に要した日数に二万円を乗じた額とする」に改め、同条ただし書中「及び」を「又は」に改める。

第四条中「（以下「申請者」という。）」を削る。

第六条中「前条」を「第四条」に、「申請書」を「申請書兼実績報告書」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、「補助金の」の下に「交付の」を加える。

第七条中「必要な事項は、」の下に「町長が」を加える。

別記様式第一号中「申請・末梢・骨髓移植の申請」を「申請・末梢血幹細胞移植」に改める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。